

北九州市立大学 正規教職員(常勤)の休暇等制度一覧

この一覧表は、本学の休暇等制度の基本的な内容のみを掲載しています。休暇等の取得にあたっては、本学規程等にて取得要件や申請方法等をご確認ください。

[特]は特別休暇

休暇等の種類	概要	
年次休暇 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4月1日～3月31日までの間(休暇年度)に20日 ○ 年の中途に採用の者は採用月に応じて付与 ○ 1日、半日又は1時間単位 (半日単位は、午後0時15分で区分) ○ 時間単位は上限5日 (8時間で「1日」とカウント) ○ 繰越は最高 20 日 	
病欠休暇 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1年につき90日以内の必要と認められる日数 ○ 業務以外の負傷又は疾病 医師の証明書等に基づく最小限度の期間 ○ 不妊治療を目的として医師が行う必要な治療行為等を受ける場合も休暇取得可能。 ○ 1日、半日又は1時間単位 ※ 透析治療を除き、半日又は1時間単位での取得の場合は、取得日数の計算上「1日」とカウント。 	
[特] 夏季における 健康保持 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 6月1日～10月31日の間 ○ 6日 ○ 1日、半日単位 	
[特] 職員の結婚又は パートナーシップ形成 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 休業日を除く5日以内の引き続く日数 ○ 結婚の日又はパートナーシップ形成の日は、休暇期間内のいずれかの日又は休暇の期間に連続する日でなければならない。 	
【出産・子育て関連】		
※ 配偶者等…配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナーシップ関係にある者		
妊娠から出産まで	母性保護 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就業義務の免除 ・ 妊娠中の職員の通勤緩和 ・ 妊娠障害 ・ 妊娠中の職員の休憩 ・ 妊娠中及び出産後1年以内の職員の勤務軽減 ・ 妊娠中及び出産後1年以内の職員の保健指導・健康診査
	[特]不妊治療 に係る通院等 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊治療に係る通院のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 ○ 休暇年度に5日(体外受精及び顕微授精を行う場合は10日)を超えない範囲内において必要と認められる日数 ○ 1日、半日、1時間単位
	[特]職員の出産 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出産予定日以前8週間目(多胎妊娠は14週間目)に当たる日から出産後8週間目に当たる日までの期間
	[特] 配偶者等の出産 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者等*の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 ○ 配偶者等*が出産するために入院する等の日から、当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内において、3日を超えない範囲内において必要と認められる日数 ○ 1日、半日、1時間単位

休暇等の種類		概要
	[特] 職員の育児参加 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者等*が産出する場合で、当該産出に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務をしないことが相当であると認められる場合 ○ 産出予定日以前の8週目(多胎妊娠の場合14週目)の日から産出の日後1年に当たる日までの期間において、5日を超えない範囲内において必要と認められる日数 ○ 1日、半日、1時間単位
	育児休業 <無給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳未満の子を養育する者 ○ 父母による同時期の取得可 ○ 一子につき分割して2回まで取得可能(双子以上は一子とみなす) ○ 保育所に入所できない等の場合、再取得可能 ○ 育児休業給付金 雇用保険の被保険者で、育児休業開始前2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上の場合、原則、子が1歳に達するまで支給有り 休業開始時賃金日額×支給日数×67%(181日目以降は50%)
	産後パパ育休 <無給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上欄の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能(分割して2回取得可能) ○ 対象は産後休業していない職員
出 産	育児短時間勤務 【勤務時間に比例して支給】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者 ○ 勤務形態 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4週間ごとの期間につき、7日以上の週休日。1週間あたりの勤務時間が、19時間25分から24時間35分までの範囲内で、理事長が定める時間となるように勤務 ・ 4週間を超えない期間につき、1週間あたり1日以上割合の日の週休日。1週間あたりの勤務時間が、19時間25分から24時間35分までの範囲内で、理事長が定める時間となるように勤務 ※ 勤務形態の例 1日 3h55m×5日 , 1日7h45m×3日 など
	育児部分 休業 <無給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者 ○ 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間まで ○ 30分単位
	育児時間 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生後2年に達しない子を養育する者 ○ 1日2回 1回について45分以内(やむを得ない事情があると認められるときは連続90分の取得も可) ○ 15分単位
	[特]子育て支援 <有給>	<ul style="list-style-type: none"> ① 子又は孫の看護(負傷し、疾病にかかった者の世話又は疾病の予防を図るための世話) ② 子又は孫の在籍する学校等が実施する行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ○ 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員又は12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫を有する職員 ○ 休暇年度において 子の場合 1人:5日 2人:10日 3人以上: 15日 孫の場合 人数関わらず:3日 ○ 1日、半日、1時間単位

休暇等の種類	概要
<p>【介護関連】</p> <p>※ 要介護者 <u>以下の職員の家族で、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする者</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者等（配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、パートナーシップ関係にある者。以下同じ） ・ 父母、子、配偶者等の父母 ・ 祖父母、兄弟姉妹、孫 ・ 職員又は配偶者等と事実上父母と同様の関係にあると認められる者（要：職員と同居） ・ 職員と事実上子と同様の関係にあると認められる者（要：職員と同居） 	
	<p>介護休業 <無給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が要介護者※を介護する場合 ○ 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回以下、かつ合計6月の期間内において必要と認められる期間 又は 休暇年度に60日を超えない範囲内において必要と認められる日数 ○ 1日、半日、1時間単位 ※ 1時間単位での取得は、1日を通じて4時間の範囲内とする。また、半日・1時間単位での取得の場合も、休暇日数の算定にあたっては「1日」とカウントする。 ○ 介護休業給付金 雇用保険の被保険者で、介護休業開始前2年間に、賃金支払い基礎日数が11日以上ある月が12カ月以上の場合、最大93日間の支給有り 休業開始時賃金日額×支給日数×67%
	<p>介護時間 <無給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護者※の介護その他の世話をを行う場合 ○ 連続する3年以内 ○ 始業又は終業時間に連続する2時間以内 ○ 30分単位
	<p>[特] 介護休暇 <有給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要介護者※の介護その他の世話をを行う場合 ○ 休暇年度において5日（要介護者が2人以上の場合は10日） ○ 1日、半日、1時間単位
	<p>[特] 骨髄移植のための骨髄の提供等 <有給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としての登録申し出や提供に伴う必要な検査・入院等によって勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 ○ 必要と認められる期間
	<p>[特] 女性職員の生理 <有給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生理日の就業が著しく困難な場合 ○ 1月に2日を超えない範囲内において必要と認められる日数
	<p>[特] ボランティア活動 <有給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休暇年度に5日を超えない範囲内において必要と認められる日数 ○ 対象となる活動には要件あり ○ 1日、半日、1時間単位
	<p>[特] 現住居の滅失、損壊等 <有給></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常災害によるもの ○ 職員の現住居の滅失、損壊で、当該職員が復旧作業、または一時的に避難しているとき ○ 職員及び当該職員と同一世帯の者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外の者がそれらを確保できないとき ○ 連続する7日を超えない範囲内において必要と認められる期間

休暇等の種類	概要
[特] 交通遮断 <有給>	○ 感染症予防、非常災害、交通機関の事故等による交通の遮断のため出勤することが著しく困難であると認められる場合 ○ 必要と認められる期間
[特] 退勤途上の危険回避 <有給>	○ 非常災害により退勤途上の身体の危険を回避するためやむを得ないと認められる場合 ○ 必要と認められる期間
[特] 公民権の行使 <有給>	○ 選挙権その他公民として権利を行使する場合 ○ 必要と認められる期間
[特] 証人等としての官公署への出頭 <有給>	○ 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合 ○ 必要と認められる期間
[特] 父母等の祭日 <有給>	○ 慣習上父母、配偶者等又は子の祭しを行う場合 ○ 1日
[特] 忌引 <有給>	○ 付表に定める期間内において必要と認められる期間 (1日～10日)

※ 育児短時間勤務教職員等については、制度が異なる場合がある。

【付表】

死亡した者		忌引日数
配偶者等		10日
血族	1親等の直系尊属(父母)	10日
	1親等の直系卑属(子)	10日
	2親等の直系尊属(祖父母)	5日
	2親等の直系卑属(孫)	5日
	2親等の傍系者(兄弟、姉妹)	5日
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	2日
	3親等の傍系卑属(甥姪)	2日
	4親等の傍系者(従兄弟、従姉妹)	2日
姻族	1親等の直系尊属	5日
	1親等の直系卑属	5日
	2親等の直系尊属	2日
	2親等の傍系者	2日
	3親等の傍系尊属	1日

備考(1) 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

(2) いわゆる代襲相続の場合において、祭具等の継承を受けた者は、1親等の直系血族に準ずる。

(3) 職員とパートナーシップ関係にある者の血族の場合は、姻族に準ずる。

(4) 承認期間は死亡の日(死亡の事実を知った日)又は葬儀の日を含んだ連続した所定の期間の中で必要と認められる期間である。